

地域活動支援・連携促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）補助対象者の要件

ア 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数のNPO（地域センターに指定されているNPOを除く。）が参画するものとする。

イ コンソーシアムに参画するNPOは、地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行い、かつ、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体に限るものとする。

なお、ここでいうNPOとは、法人格の有無を問わない。ただし、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を除くものとする。

ウ 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の地域センターが同時に参画することができるものとする。

エ コンソーシアムにおいて、当該コンソーシアムに参画する地域センターのうち、一の地域センターに限り、事業運営管理及び経理を担当する幹事団体に指定するものとする。

（2）補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

ア 机、椅子等の調度品、複写機等のOA機器など、補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費

イ ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費

ウ 事故・災害の処理のための経費

エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

（3）留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 事業の内容は、要綱第4条第1項第1号に示されているとおり「エネ

ルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業」であり、専ら普及啓発と捉えられる事業は除かれるものであること。

イ 事業実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制効果については、外部有識者等の意見を踏まえこれを推計するとともに、より効果の高い事業となるよう努めること。

ウ 事業の実施計画段階からNPOの意見が尊重されるよう、また、可能な範囲で地域特性を活かした事業となるよう努めること。

エ コンソーシアムの構築及び事業の実施に当たっては、より多くの団体等の参画が得られるよう、また、地球温暖化防止活動推進員との連携が図られるよう努めること。

附 則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。